

別表 4 危険品（第 149 条関係）

品 目 番 号	危険品の品目		適用除外の物品
1	火薬類	<p>(1) 火薬</p> <p>ア 黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬</p> <p>イ 無煙火薬、その他硝酸エステルとする火薬</p> <p>ウ 過塩素塩酸を主とする火薬</p> <p>(2) 爆発</p> <p>ア 雷こう、その他起爆薬</p> <p>イ 硝安爆薬</p> <p>ウ 塩素酸カリ爆発</p> <p>エ カーリット</p> <p>オ その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬</p> <p>カ 硝酸エステル類</p> <p>キ ダイナマイト</p> <p>ク ニトロ化合物とこれを主とする爆薬</p> <p>(3) 火工品</p> <p>雷管、実包、空包、信管、火管、道爆線、雷管又は火管付薬きょう、火薬又は爆薬を装てんした弾丸類、星火榴弾、救命索発射器用ロケット、その他の火工品</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 銃用火薬で、容器、荷造とも重量が 1 キログラム以内のもの</p> <p>(2) 振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収容した銃用雷管又は信号雷管付薬きょうで 400 個以内のもの</p> <p>(3) 銃用実包又は銃用空包で、帯又は薬ごうにそう入し、又振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収容した 200 個以内のもの</p>
2	高圧ガス	<p>(1) 圧縮ガス</p> <p>アセチレン、天然ガス、水素ガス、硫化水素ガス、一酸化炭素ガス、石灰ガス、水性ガス、空気ガス、アンモニアガス、塩素ガス、酸素ガス、窒素ガス、炭素ガス（二酸化炭素）、亜酸化塩素ガス（笑気ガス）、ホスゲンガス、オゾン、ヘリウム、アルゴン、ネオンガス、その他の圧縮ガス</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで 2 本以内のもの</p>

		<p>(2) 液化ガス</p> <p>液体空気、液体窒素、液体酸素、液体塩素、液体アンモニア、液化プロパン、液体炭素、液体亜硫酸、ホレオン-12、オレオン-22、液体シアン化水素（液体青酸）、塩化エチル、塩化メチル、（メチルクロランド）、液化酸化エチル、塩化ビニルモノマ、液体メタン、その他の液化ガス</p>	<p>(3) 消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの。</p>
3	マッチと軽火工品	<p>(1) マッチ</p> <p>安全マッチ、硫化リンマッチ、黄リンマッチ、</p> <p>(2) 軽火工業</p> <p>導火線、電気導火線、信号えん管、信号火せん、発煙信号かん（発煙筒含む）、発煙剤、煙火、玩具煙火、競技用紙雷管（大形榴雷管を含む）玩具用軽火工品、始動薬、冷始動薬（始動栓、発火薬又は着火器という。）始動発熱筒、始発筒その他軽火工品</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 安全マッチで、容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの</p> <p>(2) 導火線又は電気導火線で、容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの</p> <p>(3) 玩具煙火、競技用紙雷管及びその他玩具用軽火工品で、容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの</p> <p>(4) 信号えん管及び信号火せんで実重量が500グラム以内のもの</p> <p>(5) 始動薬、冷始動薬、冷始動発熱筒及び始動筒で、容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの</p>

4	油紙 油布類	(1)油紙、油布とその製品 (2)擬ウールじゅうたんとその製品 (3)動物物油脂ろうを含有するその他の動植物性繊維	容器・荷造とも重量が5キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる
5	可燃性液体	(1) 鉱油原油、揮発油、ソルベントナフタ、コールタール軽油、ベンゼン(ベンゾール)、トルエン(トリオール)、キシレン(キシロールまたはザイロール)、メタノール(メチルアルコール又は木精)、アルコール(変性アルコールを含む。)アセトン、二硫化炭素、酢酸ビニルモノマ、エーテル、コロジオン、クロロシラン、アセトアルデヒド、バラアルデヒド、ジエチルアルミニウム、モノクロライド、モノメチルアミン、ビリジン、酢酸アルミ、酢酸アルミ、酢酸エチル、酢酸メチル、義酸エチル、プロピルアルコール、ビニルメチルエーテル、臭化エチル、プロピルアルコール、ビニルメチルエーテル、臭化エチル(エチルプロマイド)、酢酸ブチル、アルミアルコール、ブタノール(ブチルアルコール)、フーゼル油、松根油、テレピン油(松精油)、灯油(石油)、軽油(ガス油)、重油(バンカー油、ディーゼル重油)、ペンキ、その他可燃性液体及びその製品 (2)ニトロベンゼン(ニトロベンゾール) (3)ニトロトルエン(ニトロトルオール)	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) ペンキであって密封した容器に収納した1個の重量が10キログラム以内のもの。 (2) 可燃性液体(ペンキ、ニトロベンゼン(ニトロベンゾール)、ニトロトルエン(ニトロトルオール))を除く。及び製品で、容器・荷造ともその重量が3キログラム以内のもの。
6	可燃性固体	金属カリウム、金属ナトリウム(金属ソーダ)カリウムアマルガム、ナトリウムアマルガム、マグネシウム(粉状、箔状、又はひも状のものに限る。)アルミニウム粉、黄リン、酸化リン、ニトロセルローズ、硝石(硝酸カリウム)、硝酸アンモニウム(硝酸アンモン又は硝安)、ピクリン酸、ジニトロベンゼン、ジニトロフタリン、ジニトロトルエン、ジニトロフェノール、その他の可燃性固体及びその製品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 写真用せん光粉(マグネシウム粉)又はアルミニウム粉で飛散するおそれのない容器に密閉したもので、その実重量が500グラム

			<p>以内のもの</p> <p>(2) 可燃性固体を主剤とする薬品類で、容器、荷造りとも重量が3キログラム以内のもの。</p>
7	吸湿気熱者	<p>ハイドロサルハイト、生石灰(酸化カルシウム)、低温焼成ドロマイト、リン化カルシウム、カーバイド(炭化カルシウム)</p>	<p>乾燥した状態のカーバイドで、破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p>
8	酸類	<p>(1) 強酸類 硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン酸(塩化スルフリルを含む。)、弗化水素酸</p> <p>(2) 薬液を入れた鉛蓄電池</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 酸類で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのない荷造りした0.5リットル以内のもの。</p> <p>(2) 薬液を入れた鉛蓄電池で、かつ、端子が外部に露出しないように荷造りしたもの。</p>
9	酸化腐しよく剤	<p>塩素酸カリウム、塩素酸バリウム(塩酸バリウム)、塩素酸ナトリウム(塩素酸ソーダ)、過塩素酸アンモニウム(過塩素酸アンモン)、塩化リン、過酸化ナトリウム(過酸化ソーダ)、過酸化バリウム、晒粉、臭素(ブロム)、塩素酸カルシウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜鉛、過酸化カルシウム、過酸化マグネシウム、過酸化アンモニウム、過硫酸アンモニウム、</p>	<p>(1) 次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>ア 酸化腐しよく剤で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないように荷造りした</p>

		過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベンジル、青臭化ベンジル、塩化アセトフェノン(クロルアセトフェン)、ジニトロソレゾルシン鉛、パラトルオールロホタロリット、四塩化チタン、三酸化クロム(無水クロム酸)、過酸化ベンゾイル、シリコン AC87、その他の酸化腐しよく剤及びその製品	0.5 リットル以内のもの。 イ晒粉及び酸化腐しよく剤製品で、容器・荷造りとも重量が3キログラム以内のもの。 (2) 水酸化カリウム(苛性カリ)で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないように荷造りした重量が25グラム以内のものは、車内に持ち込むことができる。
10	揮発性毒物	硫酸ジメチル(ジメチル硫酸)、フェロシリコン、塩化硫黄、クロルピクリン、四エチル鉛、クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸、その他揮発性毒物	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) クロロホルム、ホルマリン及び液体青酸で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造りした0.5リットル以内のもの。 (2) 揮発性毒物のうち試薬として用いるもので、容器、荷造りとも重量が3キログラム以内のもの。
11	放射性物質	核燃料物質、放射性同位元素(ラジオ・アイソトープ)	

12	セルロイド類	セルロイド素地、セルロイドくず、セルロイド製品及び同伴成品	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>以内のもの</p> <p>(1) 実重量 300 グラム以内のもので、適宜の荷造材料によって荷造したもの。</p> <p>(2) 実重量 300 グラムを超えるもので、次により荷造したもの。ただし、映画用フィルムを除く。</p> <p>ア、不燃性セルロイド（酢酸セルロースを原料とするもの。）適宜の荷造資材によって荷造したもの</p> <p>イ、可燃性セルロイド</p> <p>厚さ 9 ミリメートル以上の用材を使用したすきまのない木箱に入れたもの</p> <p>(3) 実重量が 300 グラムを超える映画用フィルムで、次により荷造したもの。</p> <p>ア ファイバー等の不燃性電気絶縁物質性容器に収納し、振動衝撃等によりふたがひらくことのないように荷造したもの。</p>
----	--------	-------------------------------	---

			<p>イ フィルム容器に入れ、かつ、帆布製の袋（JES 繊維 3.101 の上綿布 8 号若しくは並綿 8 号又はこれらと同等以上の厚さ及び強度を有する帆布を使用したもので、二重底とし、上ぶたを布つけしたもので、上ぶた布又は中ぶたを布つけたもので、かつ、金属製品を使用しないものに限る。）に入れたもの。</p> <p>ウ フィルム容器に入れ、かつ、直径 9 ミリメートルのわらなわ又はこれと同等以上の強度を有する綱等で中ゆわきをし、次の規格による用紙で包装したうえ中ゆわきと同等以上の強度を有する綱 3 本を十文字にかけ、2 箇所を胴じめをし、手さげをつけたもの。</p> <p>(ア) 強度</p> <p>クラフト紙 63 キログラム以上のものを 2 枚貼り合わせ、かつ、しわよせしたもので、縦、横いずれの方向に対しても、6kg/cm の坑張力を有するもの。</p>
--	--	--	--

			<p>(イ) 防火性</p> <p>マッチ1本で点火した場合着火しない程度の防火剤を塗布したもの。</p> <p>(ウ) 包装用紙の表に、製作者が(ア)及び(イ)に規定する規格に基づいて製作したものであることを表示するとともに、製作者名が印刷してあるもの。</p>
13	農 薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素剤、除虫菊剤、ニコチン剤、デリス剤、BHC剤、DDT剤、アルカリ剤、鉍油剤、クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN剤、燻蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	<p>(1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けないものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(2) 拡散用高压用器に封入した農薬で2本以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p>

備考 この表において、「実重量が何グラム以内」の例により表示された重量は、その内容物の実重量を示すもので、容器・荷造等の重量は含まない。